

自由にものを言いたい 監視されたくない わたしたちは犯罪者? 「もの言う」自由を守る会

ニュース16号

2020年6月23日

〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25 弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

6月15日、半年ぶりに口頭弁論 -裁判長交代により更新弁論を行いました -

3月16日に予定されていた口頭弁論が、「コロナ対策」で延期となり、昨年 12月以来、半年ぶりの口頭弁論となり ました。裁判長の交代により、弁論更新 が行われ、原告側は、原告と弁護団が意 見陳述を行いました。

傍聴席は三分の一に制限され、法廷に入って頂ける方はわずか。県弁護士会館のホールも借りられず、裁判所向かいの岐阜市民会館も厳しく席が制限されました。「くじ」を準備して、法廷に入って

頂く方、市民会館で関連のDVDを視聴 しながら報告集会を待って頂く方に分け

ました。 こうし

た制まかれまり、



れに懲りず、引き続き傍聴等のご支援を よろしくお願いいたします。

2020 年からの新署名をよろしくお願いします

前回の口頭弁論時(19.12.23)に従来の署名を裁判所に提出し、皆さまには、新たな署名用紙での署名活動をお願いしています。どうか、周囲の方に、改めて署名を呼びかけて下さい。署名用紙は、ご連絡頂ければお送りします。



次は「進行協議」(7月29日)となり、傍聴をお願いしたい口頭 弁論期日は未定です。決まり次第、Webその他で告知します。





報告集会を待って頂く方には、2017年に全国でオンエアされたこの事件の紹介と堀越事件の盗撮のビデオを視聴して頂いた。報告集会では、法廷で意見陳述をした原告・船田伸子さんと山田秀樹弁護団長が報告した。

原告意見陳述(船田伸子)要約

私は2014年までの24年間、弁護士 法人ぎふコラボ(西濃法律事務所)の「基 本的な人権が守られる」地域社会を作る という理念に共感して、誠実に仕事をし てきました。

2014年7月、休職して自宅療養してい た私に、突然、朝日の記者から電話があ り、大垣警察とシーテック社(以下「シ 社」)が、上石津町に建設予定の風力発 電施設建設に絡んで私たち4人の個人 情報などを情報交換していたと告げら れました。後に入手したシ社作成の「議 事録」には、私が「岐阜コラボ法律事務 所」の事務局長であり、今は気を病んで 入院中であるが、そこから風力発電に反 対する運動が全国へ広がり、過激なメン バーが岐阜に応援に入ることが考えら れる、「身に危険を感じた場合はすぐに 110番してください」と書かれていまし た。私が何をしでかすかわからない危険 な人物のように描かれ、とても嫌な気持 ちになりました。私は入院した事実はな いし、上石津町の風力発電施設建設計画 のことはほとんど知りませんでした。当 初はこんな間違った情報をどこで得た のか、と思いましたが、何度も読むうち に、警察はわざと私という人間を歪めて 利用し、シ社に住民らの情報を収集させ、 警察に協力させるために挑発したのだ

と思うよ うになり ました。



基となった私の個人情報は、いつから、 どう調べられ、どんな内容が警察に保管 されているのか?シ社だけでなく、別の 場所でも提供され、利用されてきたと容 易に想像できます。私の情報を得るため に、私と私の家族、職場、多くの友人に 警察の監視の目が光っているのではな いか。正直、とても生きづらくなったと 感じます。この事件は過去のものではな く、今もなお被害は続いています。私は、 公安警察によって、人格権を侵害され、 今後もずっと監視され、情報が収集され、 蓄積され、利用され続ける不安を持って 生活し続けなければなりません。今回の ことは私たち当事者だけの問題ではな く、私たちとつながるすべての人の人権 を侵害していると考え、裁判を起こす決 意をしました。

公安警察は、なぜ私を監視の対象とし、 私の個人情報をシ社に提供したのか、納 得する理由を明らかにすべきです。裁判 官には、私の被害が、このまま将来に渡 ってずっと続いていくという深刻な人 権侵害から解放されるために、私の個人 情報の抹消を認めて頂きますようお願 いいたします。

弁護団意見陳述 (要旨)

第1 はじめに 2014年7月の報道で、 岐阜県警大垣署の警備課(公安警察) の警察官が中部電力子会社シーテック 社に原告4人の個人情報を提供してい たことが発覚した。警察は以前から原 告4人の個人情報を長期間にわたって 収集、保管、利用していたのだ。原告 4人は被告岐阜県に対して国家賠償請求 をするとともに、情報を保有する被告岐 阜県(岐阜県警)と被告国(警察庁)に 対して個人情報の抹消請求をしている。

第2 情報交換の実態

- (1) 大垣署とシ社との情報交換の実態はシ社作成の「議事録」に表れている。具体的な情報だけでなく、警察が保有していることが合理的に推測される個人情報も含まれる。大垣署警備課警察官が、原告らの過去の活動などの情報を提供できたのは、公安警察組織内でデータベース化されていたからである。このことの権利侵害性こそが本件の争点である。
- (2) 被告は証拠の認否さえ拒否するという訴訟態度をとっている。「警察の情報収集活動の実態が明らかになると、将来の情報収集活動に支障が生ずるから」だと。警察の情報収集活動の適否には司法審査は及ぶべきではないといわんばかりの尊大な主張である。本件訴訟に誠実に対応しない被告らに対して、裁判所は厳しい態度で臨むべきである。
- 第3 権利侵害 原告らは、警察による 個人情報の収集・保管・利用によって人 格権の一内容であるプライバシー権を侵 害された。情報通信技術が発達した今日



では、些細な情報であっても、これらを 集積し(データーベース化)、連結させ ることによって(プロファイリング)、 個人の新たな知見を獲得すること、即ち 「データ媒介的のぞき見」が可能になっ ている。とりわけ、行政機関、中でも公 安警察は情報収集能力や情報蓄積能力が 格段に高いので、プライバシー権侵害の 恐れが格段に高まる。

本件でも、警察は、原告らの個人情報を集積し、連結・分析してシ社に提供した。岐阜県警及び警察庁が原告らの個人情報を保有し続けている限り、いつ誰にどのような内容の個人情報を適当にアレンジして提供するか分からず、原告らの権利侵害が継続している。

第4 違法性 権利侵害が認められる以上、警察(岐阜県警警備部及び警察庁警備局)の行為は違法である。被告らは公安警察による個人情報の収集・保管・利用の法的根拠は警察法2条1項だと主張するが、同条は組織規範であって権限を定めた規定ではない。警察の行為の違法性は動かない。

第5 まとめ 裁判所には、適正な証拠 調べを行い、本件の事実を解明し、実態 を明らかにされるように要望する。

原告のつぶやき (近藤)

3月16日の口頭弁論が、直前に延期になった。可能な方には連絡したが、どなたがみえるかの全ては把握しきれない。当日、岐阜地裁前に「お知らせ」ボ



公開の裁判を受ける権利を制限される し、支援者の方々には多くのご迷惑をか けている。だが、ある意味では「その程 度で済んでいる」ともいえる。

刑事事件で被告人が身柄拘束されている場合、期日を延期されれば、拘束が長期化する。また、労働事件などでは、早期救済がなされないと厳しい生活困窮に追い込まれる場合も多い。期日延期は、当事者にとって死活問題になりうる。

裁判所は、最も人権に敏感でなければならないはず。「コロナ感染防止対策」はまだ続くようだ。裁判所が本当に人権 教済の砦であることを期待したい。

7月23日 14:00~ 4周年総会を開催します

大垣市スイトピアセンター文化会館2F会議室2

第1部 14:00~ 総会(活動報告など) 第2部 14:45~ 16:30 記念講演

緒方宅盗聴事件

「高裁判決とその現代的意義」 稽方靖夫さん(日本共産党副委員長)

資料代500円

* 会場の席数が制限されています。 会員の方にはオンライン配信も検討しています。



(別紙チラシ参照)

新年度会費 の納入をお 願いします。

「もの言う」自由を守る会

年会費:個人1000円、団体3000円

《振込先》ゆうちょ銀行 記号番号 00800-0-216504 加入者名「もの言う」自由を守る会